# 魅力と活力ある東弁に!

## 理事者室から

6名の副会長が理事者室の取組みを毎月ご報告します。

#### 定期総会を終えて



副会長 柴垣 明彦 (44期)

みなさん、こんにちは。本日、無事定期総会を終了し、 昨年度決算が承認され、また本年度予算が可決されま した。4月半ばから5月は、本年度予算の詰めの作業 を理事者会でも行っていました。髙中会長を中心とす る今年の執行部の活動方針を踏まえて議論をしたもの です。本日の予算成立を受け、いよいよ政策の具体化、 実行へと進んでいくことになります。貴重な会費をいか に有効に使うか、無駄な業務はないか、マネジメントが 問われることになります。

5月の連休明けの3日間、日弁連理事会が開かれました。7日は刑事法制、8日は民事司法改革と法曹養成、9日は憲法問題と日本司法支援センターのテーマが議論を呼びました。刑事法制については、事務局試案が4月30日に明らかになりました。全件全過程録音録画という弁護士会の基本主張は一部の採用にとどまり、通信傍受などの拡大が盛り込まれていました。法曹養成については、焦点は予備試験問題に移ってきました。予備試験の受験資格制限の可否です。日本司法支援センターについては、総合法律支援法にスタッフ弁護士の権限を明記するかどうかについてです。憲法については、

解釈変更に基づく集団的自衛権行使容認の可否が焦点であり、このところはほぼ同じ方向での議論となっていました。しかし、その他3つについては、厳しい対立があると思われます。刑事法制については、中途半端な内容を了解することはできず、徹底的に反対するべきであるとの意見もあります。他方、取調べの可視化を法律に明記することの意味を重視すべきとの立場もあります。法曹養成についても、法科大学院反対の観点から予備試験の受験制限は認めるべきでないとの立場とやはりそもそもの制度趣旨を踏まえて考えるべきとの立場があります。日本司法支援センターについては、法律に明記するその先にあるものをどのように想定するかで議論が分かれます。

5月は、集団的自衛権行使容認を解釈の変更によって行うことに反対する街頭宣伝活動を2回、日弁連、東京三会で実施しました。法律家団体としての役割を果たしていく必要があると思います。

少し硬い内容の話をしましたが、毎日楽しく過ごして おり、あっという間に一週間が終わり、気が付くと日曜 日という感じのこの頃です。

#### 今年の東弁運動会は11月1日(土)です。

副会長 彦坂 浩一(44期)

私が担当する刑事の分野では、取調べの可視化が重要局面を迎え、6月9日に会員集会を開催しました。

広報の分野では、7月14日から弁護士会館での東日本大震災を「ツタエル」写真の展示、7月30日の講演等の広報に取り組んでいます。その広報の一環として、フェイスブックページの開設も準備中です。今回のフェイスブックページの開設は、期間限定のものですが、そ

こでの経験を踏まえて、今後の活用の在り方についても 考えたいと思います。

また、東弁運動会ですが、今年は、11月1日(土)、 六義園での開催が決まり、運動会実行委員会で準備が 始まりました。例年と開催日が異なりますのでご注意く ださい。

#### 「会員サポート」は時代的要請

副会長 松田 純一(45期)

一見, 「活動領域拡大」は, 市民をお客様とするビジネス分野拡大策のように見えます。他方, 「若手支援」, 「事務所承継」は会員をお客様とする福利厚生サービスのようでもあり, 全く別物のように見えます。

しかし,時代の急激な変化のなかで,現在,会員が元気を取り戻し,細分化したニーズに応えながら,ボランティア精神を再生させるためには、弁護士会として活

動領域の拡大と若手支援等とを両輪として「会員サポート」を充実させることが重要だと思います。

各種委員会, 法律研究部, 担当職員が横断的にエネルギーを結集して, 取り組む必要があります。そして, IT技術と広報リソースをフル稼働して対応していくことが, この先5年, 10年にわたって通用する会員サポートになると思います。ぜひ実現したいテーマです。

#### 東弁財務の健全化

副会長 栗林 勉(45期)

5月29日の東弁定期総会において、本年度予算案の承認をいただきました。財務担当役員として本年度予算の執行が可能となり、ほっとしているところです。一般会計や会館修繕積立金会計においてある程度の繰越金があることから、当会には潤沢な資産があるとのご意見もあるかと思いますが、OA機器の導入・更新、大規模修繕など会館の改修や維持に関する費用は年々増加

傾向にありますので、当会の財政状態は決して余裕があると言えるものではありません。また、必要な設備投資を先送りするだけでは、予算の過度の節制がひずみとなって、将来の過大な費用支出を伴う恐れなしともしません。これらの表面上の数字には表れてこない将来支出についても適切に見積もり、将来に禍根を残さない健全な財務運営に努めていきたいと思います。

#### 夏期合研に参加しましょう

副会長 冨永 忠祐 (46期)

毎年恒例の夏期合同研究が7月14日(月)に開催されます。今年は、分科会が2コマ、全体討議も2コマの、計4コマで実施されます。分科会は、債権法改正、ハーグ条約、債権回収、裁判員裁判、外国弁護士会との関係、法科大学院、裁判官の再任、袴田事件、アスベスト問題、男女共同参画、死刑問題、弁護士への業務妨害、相続事件と税務、憲法、多摩支部本庁化、金銭執行、労働審判、金利規制、意思決定支援の合計

19のテーマで行われます。全体討議のテーマは、第1部が「平和憲法の行方~今、弁護士会のなすべきことは?」、第2部が「「未来につなぐ中小企業の絆」~事業承継に対する多角的サポート」です。いずれも弁護士業務に役立つテーマですので、一人でも多くの会員の皆様のご参加をお待ちしています。また、終了後には18時30分から松本楼で懇親会が行われます。こちらも奮ってご参加下さい。

### 館前で花開け、東弁のひまわり

副会長 舩木 秀信(42期)

北海道留萌市「オロロンひまわり基金法律事務所」の2代目所長に、当会の公設事務所東京パブリック法律事務所出身の成田騎信さん(64期)が就任し、5月17日、地元市長、北海道弁連、旭川弁護士会等関係者多数のご出席のもと所長引継式が開催されました。留萌市は、旭川市の西方、日本海側に位置する人口2万3000人余の町で、旭川地家裁留萌支部が設置されています。オロロンひまわりのように、現在全国で稼働し

ている「ひまわり基金法律事務所」は64か所で,東弁出身の弁護士14名がひまわり事務所で活動しています。そのうち12名が会員の皆様に支えられている4つの公設事務所「パブリック法律事務所」の出身です。弁護士偏在解消へ向けて,東弁で育ったひまわりの芽が,全国で根付き,葉を広げ,花を咲かせています。東弁の公設事務所開設から12年,東弁会員の一人一人の思いが,着実に全国津々浦々に広がっています。